

高齢者・障がい者向け住宅整備費補助金

【問合せ・申込み】 福祉課 高齢福祉係 ☎773-6667 FAX:773-6723

市では、高齢者や障がい者が自宅で安心して暮らせるように、住宅を改造する費用の一部を補助します。

対象者 市内に住所がある高齢者か障がい者（世帯員の前年収入合計額が600万円未満で、全員が市税の滞納がないこと）

- ・高齢者 おおむね65歳以上で、要介護か要支援認定を受けている
- ・障がい者 身体障害者手帳1級・2級か療育手帳「A」を持つ

※1世帯1回のみ

対象工事 対象者か親族が所有し、対象者が居住している住宅で、令和3年3月31日(水)までに完了する、対象者の身体状況に適したものに改造する次の工事

- ・玄関、廊下、居室、浴室、トイレなどの改造
- ・段差解消機、階段昇降機、ホームエレベーターの設置

※すでに着工している場合や、新築・建て替えは対象外（介護保険や障がい者の制度が優先されます）

補助金額

- ・所得税非課税世帯 対象工事費（上限金額30万円を上回る場合は30万円）の75%
- ・所得税課税世帯 対象工事費（上限金額30万円を上回る場合は30万円）の50%

受付期間 4月1日(水)～12月28日(月) ※先着順で予算額に達し次第締め切り

必要書類 申請書（福祉課に用意）、内訳のわかる工事見積書、工事図面、着手前写真など

民間建築物アスベスト除去等支援事業

【問合せ・申込み】 都市計画課 ☎773-6662

建築物の壁や柱、天井などに吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベストの含有調査に補助金を交付します。

対象となる建築物	・市内の延床面積300㎡以上の建築物（国、地方公共団体などの所有建物を除く） ・過去にアスベスト含有調査などの補助金を受けていない
対象者要件	・対象建築物の所有者か管理責任者 ・市税の滞納がない
内容	アスベスト含有の可能性がある吹き付け建材へのアスベスト含有調査費用
補助率・補助金の額	分析調査費の全額（千円未満切捨て）[1棟あたりの限度額25万円]
事業期間	交付決定の日～12月31日(木)

受付期間 4月1日(水)～10月30日(金) ※予定額に達し次第締め切り

必要書類 案内図、配置図、建物平面図（調査か所を明示）、現況写真（建物外観・調査か所）

アスベスト含有調査に係る費用の見積書の写し、納税証明書、家屋課税台帳登録証明書、所有者・管理責任者がわかる書類、通帳の写し（口座番号、名義人のわかる面）

注意事項

- ・実績報告には、調査か所ごとの着手前・作業中・完了後の写真が必要
- ・交付決定前に着手した調査は対象外
- ・吹き付け建材の採取費用や、復旧にかかる費用とそれらにかかる消費税は対象外
- ・建築物石綿含有調査者による調査が対象

※除去工事などについては、お問い合わせください